

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案
令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉施設条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第6条第1項第3号中「及び計画相談支援」を「、計画相談支援及び文書作成」に改める。
- (2) 第7条(見出しを含む。)中「使用料」を「使用料等」に改める。
- (3) 第13条第3項中「の規定による使用料」を「に規定する使用料等」に改める。
- (4) 別表2 支援センターの項に次のように加える。

文書作成	7,000円を超えない範囲内で市長が定める額
------	------------------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(理 由)

医療型児童発達支援センターで作成する文書に係る手数料の取扱いの見直しなどに伴う規定整備を行うため、本案を提出する。